

## 北竜町戦略的プロモーションコーディネート業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

北竜町の人口は1,622人（2024.5.1現在）であり、1960年の6,463人をピークに過疎化が始まり、その後30年間で半分以上となったが、最近ではゆるやかな減少傾向となっているものの、少子高齢化が進行し、人口減少に歯止めがかかっていない状況である。

一方で、北竜町は、町花であるひまわりを核としたまちづくりを進めており、町西部の「ひまわりの里」では、毎年7月下旬から1ヵ月間、約23haの畑に200万本のひまわりが咲き誇り、30万人を超える来場者が訪れている。

こういった状況を踏まえ、「ひまわりのまち」としてのイメージが広く認知されている一方で、当町が有する自然や風景、文化、食、暮らしなど、ひまわり以外のまちの魅力については、都市部など町外の人たちには、必ずしも知られていないのが現状である。

本業務では、次年度以降に当町の魅力を広く伝え、交流人口・関係人口・移住者の拡大を図るプロモーション事業を展開するために、改めてまちの魅力を掘り起こし、再定義するとともに、それらによって形作られている当町の特色や、町内外に伝えていきたいメッセージを導き出し、時代に即した効果的な「北竜町プロモーション戦略」を策定する。

また、本プロモーション戦略は、町民がまちの魅力を再認識し、まちの宝のより良い活用を図っていくために、町民参加型で実施していくことや、タウンプライドの醸成に寄与するものとするを前提とする。

本業務を実施するにあたり、民間事業者の有する知識・技術・経験等を活用し、円滑な業務遂行を図るため、本業務に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することを目的とする。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

北竜町戦略的プロモーションコーディネート業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

北竜町戦略的プロモーションコーディネート業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、業務期間内に提出を求める成果品の一部等の納期限は協議により定める。

#### (4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

#### (5) 事業費上限額

本業務に係る事業費の上限額は5,335,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

#### (6) 担当課

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1

北竜町役場企画振興課（担当者：森）

TEL 0164-34-7029

FAX 0164-34-2117

E-mail c-mori@town.hokuryu.hokkaido.jp

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度北竜町入札参加資格者名簿に登録されている者。または、本事業を的確に遂行する人員を有した民間事業者等で、以下の書類を提出する者。
  - ・登記簿謄本（写し可。発行後3月以内のもの）
  - ・税務署発行の納税証明書（写し可。発行後3月以内のもの）
- (3) 契約締結までのいずれかの日において、北竜町から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団に該当しておらず、又は関係していない者であること。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、地方公共団体等との同種または類似の事業実績があること。

### 4. 実施日程

内容	実施方法等	日程
通知・様式データ等の公表	北竜町ホームページに掲載	令和6年5月15日（水）
質問の受付	電子メール	令和6年5月15日（水） ～令和6年5月22日（水）
質問に対する回答	電子メール	令和6年5月24日（金）
参加申し込み 企画提案書等の提出	郵送又は直接持参 (企画提案書はデータも提出)	令和6年5月27日（月） ～令和6年5月31日（金）
プレゼンテーション審査	プレゼンテーションは、企画提案書を用いて説明し、質疑応答を実施	参加申込者へ別途通知（日時・場所）する
結果通知	通知書を郵送	令和6年6月中旬予定
委託契約締結		令和6年6月中旬予定

### 5. 参加手続等

#### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人等概要書（様式3）
- ④ 業務経歴書（様式4）
- ⑤ 業務実施体制調書（様式5）

- ⑥ 企画提案書（任意様式）
- ⑦ 業務工程表（様式6）
- ⑧ 見積書（任意様式）
- (2) 提出書類の説明及び作成上の留意事項
  - ① 法人等概要書（様式3）
    - ・令和6年4月1日時点の情報、数値とする。
    - ・売上高については、直近の事業年度の売上高とし百万円単位にて記載する。
  - ② 業務経歴書（様式4）
    - ・過去10年間（平成26年度～令和5年度）の本業務と類似の業務について記載する。
  - ③ 業務実施体制調書（様式5）
    - ・2名以上記載し、本業務で担当する主な業務名・業務内容を記載する。
  - ④ 企画提案書（任意様式）
    - ・提出書類はA4横書きとする。
    - ・仕様書「4. 業務内容」に定める業務について、提案を行うこと。
    - ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
    - ・その他PR及び独自提案、追加提案がある場合は、別項目で記載するなど独自提案等とわかるよう記載すること。
  - ⑤ 業務工程表（様式6）
    - ・仕様書「4. 業務内容」に定める業務について、業務工程がわかるよう記載すること。
  - ⑥ 見積書（任意様式）
    - ・各年度の具体的な積算内容を記載すること。
    - ・見積額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載し、消費税及び地方消費税は別途併記すること。
- (3) 提出部数等
  - ・①、②は3部
  - ・③～⑧は10部
  - ・3（2）の書類（登記簿謄本、税務署発行の納税証明書）が必要な場合は3部
  - ・以下のとおり番号順にファイルにまとめて綴り提出すること。
    - ※①～⑧と3（2）が綴られたもの3部
    - ※③～⑧が綴られたもの7部
- (4) 提出期間  
令和6年5月27日（月）午前9時から令和6年5月31日（金）午後5時まで
- (5) 提出方法  
郵送または直接持参にて提出すること。  
企画提案書については、上記の他、データについても電子メールにて提出すること。
- (6) 提出先  
〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1  
北竜町役場企画振興課（担当者：森）  
TEL 0164-34-7029  
FAX 0164-34-2117  
E-mail c-mori@town.hokuryu.hokkaido.jp

## 6. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式7）を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年5月15日（水）午前9時から令和6年5月22日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式7）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答方法

質問及びその回答の内容は、令和6年5月24日（金）までに、電子メールにて回答する。

## 7. 事業者の選定

(1) 審査方法

- ① 北竜町で設置する選考委員会において、審査及び選考を行う。

選考委員 5名

(副町長・総務課長・総務課参事、企画振興課長・企画振興課参事)

- ② 参加資格要件の確認、業務実施体制、企画提案書、見積書等による書類審査並びにプレゼンテーション内容を踏まえ、参加事業者毎に別紙「北竜町戦略的プロモーションコーディネート業務公募型プロポーザル選考評価基準」により総合的に審査し、委託事業者を選定する。

(2) 審査の日程等

方 法	書類審査・プレゼンテーション・質疑
日 時	参加申込者へ別途通知する
場 所	北竜町すこやかセンター2階会議室（予定）
実施時間	1事業者あたり30分以内 ・プレゼンテーション 15分 ・質疑応答 15分
出席者	1事業者あたり4名以内
順 序	企画提案書の提出順 参加事業者ごとの開始時間は別途通知する

(3) プレゼンテーションの方法

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションで使用する資料は、原則として参加者が提出した企画提案書のみとし、新たな内容の資料等の提示は認めない。

(4) 審査結果

- ① 審査結果については、選考委員会終了後、参加者ごとに別途通知する。  
② 審査内容及び各参加者の企画提案内容、見積額等については非公開とする。  
③ 審査結果等に関する質疑及び異議申し立ては受け付けない。

## 8. 参加者の失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要領の条件に適合しないもの。  
(2) 本要領に指定する作成様式及び提案条件に適合しないもの。  
(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (6) 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合。
- (7) 上記のほか、著しく信義に反する行為があった場合。

#### 9. 契約に関する基本的事項

- (1) 本業務の委託事業者に選定された者と契約を締結する予定である。
- (2) 本業務については原則仕様書のとおりだが、企画提案書等の内容により本業務の目的達成のため調整が必要と認められた場合は、委託事業者と協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

#### 10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書、本プロポーザルにかかる全ての提出物は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の修正又は変更は原則として認めない。ただし、町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 町に提出された書類等は、審査及び説明を目的とする場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、北竜町情報公開条例（平成13年3月16日条例第4号）に基づき、提出された書類を公開することがある。